

議案第 6 4 号

羽生市火災予防条例の一部を改正する条例

羽生市火災予防条例（昭和 3 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(避雷設備)</p> <p>第 1 6 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（<u>産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。</u>）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第 2 9 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 7 5 度以下で種別（<u>閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和 4 0 年自治省令第 2 号）第 1 2 条の種別をい</u></p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第 1 6 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第 2 9 条の 5 前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が 7 5 度以下で<u>作動時間が 6 0 秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第 1 2 条に定める技術上の基準</p>

<p>う。)が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	<p>に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年9月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明